

●文化財保護法違反工事となる事例●

今回の工事に当てはまるものはありますか？

----- 伊那市教育委員会生涯学習課文化財係 -----
業者の皆様へ

近年、伊那市内の埋蔵文化財包蔵地内で文化財保護法違反工事が増えています。文化財保護法に違反する行為となります。以下の注意事項を確認していただき、届出書類の作成・提出をお願いいたします。

該当に☑：該当する項目にチェックをしてください。

- ①住宅基礎建設前のボーリング調査などの地盤調査
(直径3 cmほどのスクリーでも地下に影響を及ぼすため、届出が必要です。)
- ②住宅基礎工事前の宅地造成工事 (切土工事、擁壁工事など)
- ③住宅基礎工事前の地盤改良工事 (特に柱状改良工事)
- ④樹木の伐採
(伐根を伴う工事は、事前に発掘調査が必要です。
伐採については、工事立会が必要な場合があります。)
- ⑤下請け業者への周知
(工事前に遺跡の保護措置「発掘調査・工事立会・慎重工事」が必要なことを、下請け業者に伝えていなかったために起きた無届け工事が非常に増えています。)
- ⑥盛土工事
(届出が必要です。特に3 m以上の盛土工事には発掘調査が必要です。)
- ⑦設計図面に変更が生じる可能性がある
(最初に提出した工事図面から変更となり、異なる図面で工事を行った場合にも、無届工事となります。幅1 mを超える掘削には、多くの場合、発掘調査が必要となります。住宅基礎工事の際にはご注意ください。)
- ⑧工事前に畑などの耕作土をすき取る工事 (浅い掘削でも届出が必要です。)
- ⑨杭などを打ち込む工事 (地下に影響する工事・作業)
- ⑩該当なし

- ・埋蔵文化財包蔵地内では、地面に影響を及ぼすどのような工事 (土取り、杭打ち) にも、必ず「土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出 (93 条届出)」(60 日前提出) が必要です。
- ・「土木工事のための埋蔵文化財発掘の届出 (93 条届出)」を提出後、長野県知事からの保護措置 (発掘調査・工事立会・慎重工事) の通知「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について (通知)」が届くまでは、どのような掘削工事にも着手できません。
- ・工事の内容が変更となった場合には、至急、伊那市教育委員会までご相談ください。
- ・埋蔵文化財包蔵地に該当しなくても 1,000 m²を超える大規模工事につきましても、新たな遺跡が発見される可能性があるため、立会等を依頼する場合があります。

以上、確認しました。

【日付】 年 月 日

業者名

【署名】 役職

氏名 (自署)